

議案第55号

安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

安曇野市印鑑条例（平成17年安曇野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項第1号中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第8条第3項及び第10条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第12条第2項中「うえ」を「上、」に改める。

第13条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項を削る。

第13条の2第3項を削る。

第14条中「第13条第3項及び」を削る。

第16条から第18条までを削り、第19条を第16条とし、第20条から第22条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

平成29年8月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第56号

安曇野市霊園条例の一部を改正する条例

安曇野市霊園条例（平成17年安曇野市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条第1項中「墓地、埋葬等に関する法律」の前に「この条例は、」を加え、「第228条及び」を削り、「より、安曇野市に」を「基づき、」に、「を設置」を「の設置及び管理について必要な事項を定めるものと」に改め、同条第2項を削る。

第23条を第24条とする。

第22条第1項各号中「聖地」を「聖地等」に改め、同条第2項中「聖地」を「聖地等」に、「使用料等」を「使用料又は手数料」に改め、同条を第23条とする。

第21条の見出しを「（使用料等の還付）」に改め、同条第1項ただし書中「ただし、」の次に「聖地」を加え、「使用場所」を「使用聖地」に改め、同条を第22条とする。

第19条及び第20条を削る。

第18条の見出しを「（使用聖地等の返還）」に改め、同条中「使用者」を「聖地使用者」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 合葬式墳墓使用者は、焼骨の埋蔵前に合葬式墳墓を使用しなくなったときは、速やかに市長に届け出るとともに、当該合葬式墳墓を返還しなければならない。
- 3 合葬式墳墓使用者（個別埋蔵室の利用者に限る。）は、焼骨を埋蔵した日から第12条第2項に規定する期間の終了する日までの間に個別埋蔵室を使用しなくなったときは、速やかに市長に届け出るとともに、焼骨を引き取って当該個別埋蔵室を返還しなければならない。

第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条中「許可証の書換え」を「第6条第1項後段に規定する変更の許可」に改め、同条を第19条とし、第15条の2を第18条とする。

第15条第1項中「聖地を使用するもの」を「聖地使用者」に、「別表第3」を「別表第4」に、「納付」を「納入」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「聖地」を「聖地等」に改め、同条本文中「とき」を「時」に改め、同条を第16条とする。

第13条に次の1項を加える。

- 3 合葬式墳墓の使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、合葬式墳墓申請者及び被埋蔵者が市内に住所を有しない者である場合の使用料は、当該使用料の100分の150を乗じて得た額とする。

第13条を第15条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「使用者」を「聖地等使用者」に改め、同項中「聖地の使用」を「聖地等の使用許可」に改め、同項第1号中「使用者」を「聖地等使

用者（共同埋蔵室の利用者を除く。）」に、「無い」を「ない」に改め、同項第2号中「利用者」を「聖地等利用者」に改め、同項第4号中「市長」を「聖地使用者が市長」に改め、「放任のまま」を削り、同項第5号中「管理料」を「聖地使用者が第17条に規定する管理料」に改め、同項第8号を削り、同項第7号中「この条例又は」の前に「前各号の規定のほか、」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

（7）本市外に本籍及び住所を移し、又は住所不明となって5年を経過し、祭祀を主宰する者がいないとき。

第12条第2項中「利用者」を「聖地等利用者」に改め、「場合は、」の次に「聖地使用者にあっては」を、「直ちに」の次に「当該」を加え、「復し、」を「復した上で市長に返還し、個別埋蔵室に焼骨を埋蔵している者にあっては直ちに焼骨を引き取り、当該個別埋蔵室を」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「聖地の使用権」を「聖地等の使用許可に基づく権利（以下「使用権」という。）」に、「正当な祭祀の主宰者に限り、」を「祭祀を承継する者が」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「利用者」を「聖地使用者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（合葬式墳墓の使用）

第12条 合葬式墳墓への焼骨の埋蔵は、個別埋蔵室又は共同埋蔵室のいずれかに行うものとする。

2 個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間は、合葬式墳墓の使用許可を受けた日から20年以内とする。

3 市長は、前項に規定する期間を経過したときは、個別埋蔵室に埋蔵された当該焼骨を共同埋蔵室に移し替えるものとする。この場合において、第15条第3項に規定する共同埋蔵室の使用料は、徴収しない。

4 合葬式墳墓の使用許可を受けた者（以下「合葬式墳墓利用者」という。）は、使用許可に係る被埋蔵者以外の焼骨を合葬式墳墓に埋蔵してはならない。

5 合葬式墳墓利用者は、個別埋蔵室及び共同埋蔵室に立ち入ることはできない。

6 個別埋蔵室に埋蔵する焼骨の容器は、別に定める基準に適合するものでなければならない。

7 共同埋蔵室に埋蔵された焼骨は、改葬し、分骨し、又は返還することはできない。

第9条の見出しを「（聖地の使用）」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「施設」を「聖地の施設」に改め、同条中「利用者」を「聖地利用者」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「使用者に」を「聖地等の管理上必要と認めたときは、聖地等の使用許可を受けた者（以下「聖地等利用者」という。）の」に、「つけ」を「付し」に、「すべて

使用者」を「全て聖地等使用者」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「安曇野市」を「本市」に改め、同条第2項中「安曇野市」を「本市」に、「とする者」を「とするもの」に、「使用者」を「聖地の使用許可を受けた者（以下「聖地使用者」という。）」に、「なった者」を「なったもの」に、「市内に居住する者」を「本市に住所を有する者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

第6条に次の2項を加える。

- 3 合葬式墳墓申請者又は被埋蔵者は、本市に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、聖地使用者が当該聖地を返還して合葬式墳墓に改葬するとき、その他市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 合葬式墳墓申請者が現に焼骨を所持していないときは、自己の焼骨を埋蔵することを目的としなければならない。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（使用許可等）」に改め、同条第1項中「聖地」の次に「及び合葬式墳墓（以下「聖地等」という。）」を、「者は、」の次に「規則で定めるところにより」を加え、同項に後段として次のように加える。

許可の内容について変更しようとするときも、また同様とする。

第5条第2項中「付ける」を「付する」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 合葬式墳墓を使用しようとする者（以下「合葬式墳墓申請者」という。）は、被埋蔵者を第1項の申請の際に市長に届け出なければならない。
- 4 前項の場合において、合葬式墳墓申請者と被埋蔵者が同一人であるときは、当該合葬式墳墓申請者は、焼骨を埋蔵する際に立ち会う者を選定し、市長に届け出なければならない。

第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「死体（胎）」を削り、同条中「死体（胎）を」を削り、同条を第5条とする。

第3条中「霊園」を「聖地」に改め、「墳墓」の次に「（合葬式墳墓を除く。）」を加え、「焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵以外の」を「又は碑石等を建設する以外の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 合葬式墳墓は、焼骨を埋蔵する以外の目的で使用することはできない。

第3条を第4条とする。

第2条中「次に掲げる」を「使用する」に、「の意義は、」を「は、墓地、埋葬等に関する法律において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、」に改め、同条第2号中「墳墓」の次に「（合葬式墳墓を除く。）」を加え、同条に次の4号を加える。

- (4) 合葬式墳墓 墳墓のうち、多数の者の焼骨を埋蔵するための施設をいう。

- (5) 個別埋蔵室 合葬式墳墓内において個別に焼骨を埋蔵するための設備をいう。
- (6) 共同埋蔵室 合葬式墳墓内において共同で多数の者の焼骨を埋蔵するための設備をいう。
- (7) 被埋蔵者 合葬式墳墓に焼骨が埋蔵される者をいう。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(種別、名称及び位置)

第2条 霊園の種別、名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

別表第1中「(第1条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第15条関係)」に、「使用料」を「聖地の使用料」に改める。

別表第3中「(第15条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第15条関係)

合葬式墳墓の使用料

区分	単位		金額
個別埋蔵室	1 体	20年以内	150,000円
共同埋蔵室		永年	40,000円

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年8月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第57号

安曇野市霊園施設整備基金条例の一部を改正する条例

安曇野市霊園施設整備基金条例（平成17年安曇野市条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市霊園基金条例

第1条中「整備に必要な資金を積み立てる」を「の整備及び管理に関する事業の」に、「安曇野市霊園施設整備基金」を「安曇野市霊園基金」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年8月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 58 号

安曇野市ちくに生きものみらい基金条例

(設置)

第 1 条 安曇野市出身の生物研究者である故千國安之輔氏が研究の中心とした安曇野市の豊かな自然環境を後世に引き継ぐ施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定により安曇野市ちくに生きものみらい基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、故千國安之輔氏の遺族である故千國峰子氏から遺贈を受けた現金の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、次に掲げる施策を実施する必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 市内の生物多様性を保全する施策

(2) 生物又は自然環境に関する教育を普及する施策

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘